

●社会教育委員

根拠法令 社会教育法

設置について

第15条第1項 都道府県及び市町村に社会教育委員を置くことができる。
⇒「置くことができる」となっているため、設置の義務はありません。

職務について

第17条第1項 社会教育委員は、社会教育に関し教育委員会に助言するため、次の職務を行う。
1 社会教育に関する諸計画を立案すること
2 定時又は臨時に会議を開き、教育委員会の諮問に応じ、これに対して、意見を述べること。
3 前2号の職務を行うために必要な研究調査を行うこと。

第17条第2項 社会教育委員は、教育委員会の会議に出席して社会教育に関し意見を述べることができる。

第17条第3項 市町村の社会教育委員は、当該市町村の教育委員から委嘱を受けた青少年教育に関する特定の事項について、社会教育関係団体、社会教育指導者その他関係者に対し、助言と指導を与えることができる。

第13条 国又は地方公共団体が社会教育関係団体に対し補助金を交付しようとする場合には、あらかじめ、国にあつては文部科学大臣が審議会等(国家行政組織法第8条に規定する機関をいう。第51条第3項において同じ。)で政令で定めるものの、地方公共団体にあつては教育委員会が社会教育委員の会議(社会教育委員が置かれていない場合には、条例で定めるところにより社会教育に係る補助金の交付に関する事項を調査審議する審議会その他の合議制の機関)の意見を聴いて行わなければならない。

<白井市では>

社会教育委員については、平成29年度までは社会教育法第15条第1項及び第18条の規定に基づき、「白井市社会教育委員に関する条例」が設置されていました。併せて「白井市社会教育委員会議運営規則」も設置されていました。

今回の委員会制度の見直しにより、平成29年度末をもって条例及び規則を廃止しました。

なお、第13条の社会教育関係団体に対して補助金を交付する場合については、市の補助金全体を総括しているところにて審議等を行います。生涯学習推進委員会においても報告等を行っていきます。

●公民館運営審議会

根拠法令 社会教育法

設置について

第29条第1項 公民館に公民館運営審議会を置くことができる。
⇒「置くことができる」となっているため、設置の義務はありません。

職務について

第29条第2項 公民館運営審議会は、館長の諮問に応じ、公民館における各種の事業の企画実施につき調査審議するものとする。

<白井市では>

公民館運営審議会については、「白井市公民館の設置及び管理等に関する条例」に設置されていました。

社会教育委員同様、今回の委員会制度見直しにより、平成29年度末をもって、条例から設置について削除しました。

●白井市文化センター運営協議会

根拠法令 なし

設置について

白井市文化センター設置条例に基づき、白井市文化センター運営協議会規則にて協議会について定めている。

<白井市では>

白井市文化センター運営協議会については、規則にて定められていたところですが、文化センター内のそれぞれの館にて協議会を持ち審議等していた状況です。

今回の委員会制度の見直しにより、平成29年度末をもって規則を廃止しました。

●生涯学習推進委員会

設置について

地方自治法第138条の4第3項

白井市附属機関条例 第1条

白井市附属機関条例 第2条

職務について

(担当する事務)

白井市附属機関条例 第2条関係

根拠法令 「生涯学習推進委員会」としてはなし

普通地方公共団体は、法律又は条例の定めるところにより、執行機関の附属機関として自治紛争処理委員、審査会、審議会、調査会その他の調停、審査、諮問又は調査のための機関を置くことができる。ただし、政令で定める執行機関については、この限りでない。

この条例は、法律若しくはこれに基づく政令又は他の条例に定めのあるもののほか、地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項に規定する附属機関(以下「附属機関」という。)に関し、必要な事項を定めるものとする。

市長及び教育委員会に別表に掲げる附属機関を置き、当該附属機関において担任する事務、組織、委員の構成、定数及び任期は、同表に掲げるとおりとする。

(1)生涯学習の推進に関する諸計画の策定及び総合的な推進に関する事項について調査審議すること。

(2)公民館における事業の企画実施に関する事項について調査審議すること。

(3)白井市文化センター等の社会教育施設(白井市スポーツ推進委員会の担任するスポーツ施設を除く。)の運営に関する事項について調査審議すること。

(4)社会教育団体及び文化芸術団体の育成に関する事項について調査審議すること。

<今までの委員会等との違い>

①「社会教育」から「生涯学習」へ ⇒ 教育委員会が所管する生涯学習施策に限定せず、首長部局が所管する生涯学習関連施策も視野に入れながら、市の生涯学習施策について幅広く調査審議します。

②社会教育施設の運営 ⇒ 公民館や文化センター、学習等供用施設などの運営について調査審議することが新たに明確化されました。

③文化芸術団体の育成 ⇒ 社会教育関係団体だけでなく、文化・芸能・芸術等の団体の育成に関する事項について新たに追加されました。

※公民館における事業の企画実施に関することについては、公民館運営審議会の職務を引き続き担っています。